

庭野慶子副議長 次に、7番、小久保博史議員。

〔7番小久保博史議員登壇〕

7番小久保博史議員 議席番号7番、小久保でございます。6月定例議会最後の一般質問を行ってまいりますので、もう少々皆様おつき合ください。

まず公用地の管理についてということでお伺いしていきたいと思います。先日ある市民の方からこういう話が出たのです。ある集会所に水道が入っていないのだけれども、何でなのだろうというふうに聞かれたのですが、ちょっと私そういうのは何もわからないもので、いや、わからないのですけれども、ではちょっと調べてみますよという話でいろいろ調べていたのですが、いろいろ調べていくうちに何だか不思議な話になってきたのです。場所が豊野町一丁目24番7号、260.07平米の土地で、これが区画整理の保留地の残地でした。これは、当然謄本では市の所有になっています。その土地に集会所ということでプレハブが建っているのですが、これが調べてみたら、建築確認とか出ていないのです。当時の総務部長の岡村部長にお話をお伺いしたのですけれども、ちゃんと許可とってやっているのではないですかという話だったのです。だけれども、現実的に建築確認が出てなくて建っているわけなのです。このプレハブが建っているということもご存じなかったのです。今の総務部長の羽部さんにお伺いしたのですけれども、羽部部長も、いや、ということでご存じなかったようなのです。きのうの一般質問ではないのですけれども、事務の引き継ぎとかはどうなっているのでしょうか。それとも、こういうのは貸したら貸しっ放しだから、関係ないということなのですか。水道の話から発展してこんな話になるのも不思議なのですけれども、どうしてこういうことが起きるのか、ちょっとわかるようにご説明していただけますでしょうか。お願いします。

次に、教育問題についてお伺いします。今回の議会でたくさんの議員さんがダイオキシンという問題で随分取り上げられていましたが、学校の焼却炉もこれについてもやはり何名かの方お話触れていましたけれども、環境教育という意味から考えても、各家庭では分別収集しているのに、なぜ学校は燃やして処理をするのか、そういうところが問題になると思います。国際化とよく皆さんおっしゃいますが、例えばごみの処理なんかは、外国では燃やして処理するという発想自体が余りなく、ごみを出さない、出たものはリサイクル、どのようにしてリサイクルするか、そういうのを考えてごみ問題に関しては取り組んでいるそうです。そういった意味でも意識改革が必要なのではないかな、そういうふうに思うのですが、先日庭野議員さんの話の中でのご答弁だったと思うのですが、シュレッダーを導入するまでどうのこうのというお話だったと思うのです。では、焼却炉を廃止するためにシュレッダー買う、それはそれでいいと思いますが、ではそれまでは燃やしていてもいいということなのではないでしょうか。そうではないと思うのです。シュレッダーを導入するまでにどう対処するのかお伺いしたいと思います。今すぐ焼却炉を廃止するのか、それまで存続させるのか、存続させるのであれば、その間どう対処するのかお伺いします。同時に、焼却炉を使う、使わないという、これを決める権限は教育委員会にあって、現場の学校で

はどうかという話にはできないのでしょうか。その辺もご説明をお願いします。

1 回目は以上です。

庭野慶子副議長 答弁を求めます。岡村企画財政部長。

〔岡村信行企画財政部長登壇〕

岡村信行企画財政部長 集会所に関するご質問で、今質問聞いていきますと、集会所の用地に関する問題と、それからそのプレハブの建物の確認申請に関する問題と、関連はございますが、二つに区分できるということで、まず私の方の担当の用地につきましてご説明を申し上げていきたいと思えます。

この豊野町の公用地につきましては、実は昭和 63 年に豊野工業団地の区画整理事業がスタートいたしました。以来 8 年 8 ヶ月の期間をもってこの事業が完了いたしまして、その際組合から一連の寄附行為がございました。まず 1 点目が排水施設ということで、1 億 1,000 万円、さらに公民館の建設費用といたしまして 1 億 5,500 万円、さらにその用地といたしまして 1,186 平米が市に移管になったところでございます。さらにその後保留地の 4 画地、これが四つで 870 平米でございますが、その 4 画地が追加されまして市に寄贈されました。この 4 カ所の保留地につきましては、これ地域の区画整理から生まれたものであるという中で、この地域の発展に寄与する公共施設用地として活用をしていただきたいというような要望が付きまして、市に寄附行為としてされたものの一つでございます。今ご質問の中でその 1 カ所につきまして、豊野町の自治会から集会所の建設用地ということでぜひお借りしたいというようなお話がございまして、内部協議、いろいろな関係課が集まりまして協議をいたしまして、さらに平成 7 年の 1 月に政策会議を開きまして、こういう申し出につきましての要望事項ということで協議をいただきまして、やはりその協議の中でそういった寄附の経過があると、さらに公共的な施設に使われるというような形でこの貸与ということが内部的に決定をいたしまして、さらに平成 7 年の 1 月の 23 日の総務委員会にこの件と、さらに市有地の貸し付けの関係、売却の関係が 1 件ございまして、あわせてそういう 2 件の関係を総務委員会に報告をいたしまして、その後平成 7 年の 4 月 1 日付をもちまして地域とのその契約を完了したところでございます。

その後この確認行為の関係が出てきたわけでございますが、正直なところ、今お話にありましたように、市の方としてはこの契約の後それぞれ担当の方ではどういうふうにやっておりましたか、一連のつながりはあったかと思うのですが、私の方の報告の中ではそこで一応途切れていたということで正直なお話を申し上げたところでございます。

さらに確認申請の関係については、これまた所管が別でございまして、その担当の方から答弁をさせていただきます。

庭野慶子副議長 小池学校総務部長。

〔小池健雄学校総務部長登壇〕

小池健雄学校総務部長 小学校、中学校における焼却炉の問題でございますけれども、現在では小学校、中学校合わせ 30 校ございますけれども、この前お答えしましたように、30 校のうち 2 校については、現在焼却炉の使用について中止しております。と申しますのは、谷中小学校と大増中学校については、周りとの兼ね合いの中で燃やすのをやめております。その中にありまして燃やせるものについては、学校から出ます特に紙くず等を中心にした中で燃やしております。中にはビニールなども入っている場合もありますけれども、これははっきり断定できませんので、私どもとすればダイオキシンが出ているか出ていないかということは断定できないという状況があります。ただ、その中にありましては、やっぱり環境問題というのは現在大きな問題になっています。こういうことを考えた中で、学校の焼却炉については中止した方がいいでしょうということになっております。

この中でやっぱりいろいろ問題がございまして、私の知った場合は、どういう形でこれは対処したらいいのか、これについていろいろ検討しているところでございます。まず第 1 点でございますけれども、まず焼却炉の中止についての考え方でございますが、学校の書類を燃やす場合、これについては学校の機密性等でございますので、プライバシーの問題、こういうことを考えた中においては、やっぱりこの前出ましたように、シュレッダーの利用というものも考えなければいけないのではないかと、こういうことも考えております。そのほかにごみの処理の問題もございまして、ごみの処理についても業者の方の活用というのもございます。これについてもやはり私どもとすれば、現在事務的な処理の中で検討しております。これらのものがございまして、これから取り扱いについては分別収集、こういうものを通じた中のシステム化というものも考えなければいけない、こういうことも考えております。そういう中にありまして、やはりいろいろな問題の中にあっては、なるべく早い機会の中にあってシュレッダー導入、ほかの条件との兼ね合いの中で考えた中において取り扱っていきたいと考えております。

以上でございます。

庭野慶子副議長 須賀特定行政庁担当参事。

〔須賀進特定行政庁担当参事登壇〕

須賀進特定行政庁担当参事 建築確認をとっていないことがなぜ確認できなかったかについてお答え申し上げます。

私は、建築確認を所掌する立場からお答えをしたいと思います。

建築基準法におきましては、建築主は工事を着手する前に建築確認申請を行い、確認を受けてから工事をすることが義務づけられているところでございます。ご質問の豊野町集会所の件につきましては、建築主から建築確認申請が提出されておりました。また、建築主、それから施工者、そういった方からも建築工事についての事前相談のようなこともなく、知り得ない状態であったわけでございます。なお、市におきましては、通常建築確認申請が提出されますと、現地調査を行っているところでございます。無確認建

築物及び違反建築物の発見、防止、そういうふうなことから、申請にかかる現地調査とあわせまして、周辺の建築工事が適正になされているかの確認を行っているところでございます。しかし、豊野町の集会所の場合は、比較的簡単なプレハブであったということから、工事期間が短い、そういうふうなことから私どもとしては発見し、把握することができないような状況でございました。また、近隣の住民の方からの問い合わせによりまして、違反行為、そういうようなことがわかるというようなこともあるわけでございますけれども、豊野町の集会所の場合は、建築物そのものが周囲の環境に悪影響を与えていると、そういうふうな状況ではありませんので、住民の方からの問い合わせもないようなことです。

ただいま申し上げましたようなことから、私どもの建築行政サイドとしても、豊野町の集会所が確認の手続を踏まないで建築したということ把握できないというふうな状況でございました。

以上でございます。

庭野慶子副議長 7番、小久保博史議員。

〔7番小久保博史議員登壇〕

7番小久保博史議員 では、続けてお伺いしてまいりたいと思います。

市有地をお貸ししたときに、なぜ建物に対して責任を持たないのか。確認の問題を今お話しをされましたけれども、義務になっているから、私たちは見なくてもいいのだという話はないです。今の話を聞いていると、そうとしかとらえられないのです。確かに建築主が確認を出すのは義務づけられておりますが、では極端な話、普通の人が土地を買ったとしましょう。建築確認を出すと、ここはこういうものが建たないから、では適当につくってしまえと、あ、ばれてしまった、まずいな、では何かで確認とってよ、そういう話になってしまうのではないですか。これは市の所有、税金で維持されている土地を貸したら貸しっ放しという話はないでしょう。随分管理がずさんです。

そういえば、3月に出ました公園の話はどこまで進んでいるのですか。進んだのであれば、どこまで解決したのか、ちょっと教えてください。

次に、教育問題ですが、2校は中止しているというお話でしたけれども、ではほかの学校はどうするのですか。近隣から苦情が出たからやめたとか、そういう周りとの兼ね合いというお話もされていましたが、では出なければ燃やしていいのかという話はないでしょう。中止した方がよいが、その対策としていろいろ諸問題があるのだそうですが、学校の書類はどうするのか。そうしたら、そういう書類はシュレッダーを買うまではとりあえず保管しておいて、それ以外のものは分別して処理するとか、学校の周りだってきちんとごみの巡回車は回っているわけですから、それでコースをちょっと変更するぐらいはやってみたって悪くないのではないですか。実際現場の方々だって、いつやるのか、どうするのか、何もわからない状態では、それこそ混乱するのではないですか。

2年間私は一般質問をやってきました、まず教育問題を主体に質問を真剣に、実態と経験と多くの方々からの意見を重視して、今の社会現象を模索しながらいろいろ質問してきたのですけれども、一度としてすっきりと理解、納得できる答えが返ってこないのです。まして今回質問しました焼却炉の問題もそうですし、私にも考えられるようなことですから、しっかりお答えいただけないのです。

そこで、ちょっと教育長にもお伺いしておきたいのですが、教育長はいろんな教育の諸問題に対してどのような哲学をお持ちなのか、ちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。前にも言いましたけれども、どうしてこういういろんな問題に対して的確なお答えがいただけないのか、ちょっと私なりに分析をしたいと思っておりますので、よろしく願います。2回目は以上です。

庭野慶子副議長 答弁を求めます。岡村企画財政部長。

〔岡村信行企画財政部長登壇〕

岡村信行企画財政部長 豊町の集会所の関係ですが、土地の関係につきましては、先ほど説明いたしましたような経過で来ております。それで、今確かにこの契約の関係におきましては、集会所の建設用地というような形で賃貸結んでおります。それにつきましては、もう当然集会所をつくるためというような要望で来ておりますので、目的ははっきりしていると。それと、もう一つ、建設につきましては例の補助金の関係もあるということなので、本来ですとそこで補助金の申請が出てくるということになると、これはもう添付義務になってきますので、当然確認申請というものは書類として付随してくると。今回の場合はそういうプレハブということで、これはあくまでも申請そのものは本来は申請人の責任であると。ただ、今ご質問のとおり、市で市の土地を貸してあると、そういう中での関連性はありますので、ただそれが目的外に使われたということになりますと、やはり一つのまた違った問題点の関係があると思うのですが、これは最終的に申請人の責任の範疇であるということも一つは言えると思えます。また、別の面からいきますと、やはり市の土地を貸したのですから、ご指摘のとおり、最終まできちんとした監視体制というか、そういった見届けるという点は確かに私の方にも報告は来なかったということは、担当も含めましてそのままであったのではないかという点が推測できます。

そういう面から、これ後処置の問題としましては、特定行政庁の関係の中でその修復作業の法的な手続があるようでございますが、やはりこの目的に従ったものでつくられたことはつくられておりますが、その手続上そういったものが抜けているということは大変遺憾なことで、これはその町会に対しましても嚴重に申し出をこちらからしたというような経過がございます。今後やはりこういった一連の関連につきましては、十分なる注意を持った中で行政も進めていきたいという点は反省しております。

以上です。

庭野慶子副議長 勝山都市整備部長。

〔勝山忠盛都市整備部長登壇〕

勝山忠盛都市整備部長 平成 9 年 3 月定例議会の一般質問のときの南中曽根第三公園のその後の経過の関係でございますが、開発行為を行いました事業者サイドにおきまして、春日部市役所の方へ所有権移転登記をすべく、現在所有権移転登記に支障のある権利等の処理をしておるところでございますが、今までに処理した内容といたしましては、一つとしては、競売のためにつけた差し押さえでございますが、これは平成 9 年 3 月 17 日に競売の申し立てを取り下げまして、平成 9 年 3 月 24 日に差し押さえ登記の抹消登記がなされてございます。

それから、二つ目といたしまして、開発事業者におきましては、平成 9 年 4 月 3 日に所有権を回復する登記を行い

まして、現在所有権を確保してございます。

それから、三つ目といたしましては、根抵当権の設定者の関係でございますが、これにつきましては、平成 9 年 4 月 22 日に根抵当権を解除いたしまして、平成 9 年 4 月 25 日に根抵当権抹消の登記をしてございます。それから、四つ目といたしましては、やはり抵当権設定者でございますが、これにつきましては、平成 9 年 5 月 13 日に抵当権を放棄いたしまして、同日、平成 9 年 5 月 13 日でございますが、抵当権抹消の登記をしてございます。

現在のところ、以上、所有権を春日部に移転すべく開発事業者におきまして努力をいたしておるところでございますが、現在のところ、春日部税務署が差し押さえでございます大蔵省の差し押さえ登記が抹消されてございません。これだけが残っている状況でございます。これらにつきましても、事業者にさらに努力をしていただきまして、差し押さえ登記の抹消をしていただき、なお春日部市へ所有権を移転するように強く現在指導しておるところでございます。

以上でございます。

庭野慶子副議長 岩井教育長。

〔岩井清教育長登壇〕

岩井清教育長 学校の焼却炉の使用中止に向けてのこれからの取り組みでございますが、ご案内のとおり、学校で使っている焼却炉はロストル面積が非常に狭いものですから、どうしても低温焼却という形になっておりますので、学校で燃やすものが、仮に化学物質が含まれていないというふうに考えても、決してダイオキシンが出ないというふうに断定できませんので、この機会に焼却炉の使用を中止する方向で検討していこうということで、過日からお答えしているところでございます。いつからこれを中止に踏み切るかということになりますと、やはり学校内の体制をきちっとした上で、児童生徒への周知も十分図らなければいけませんし、職員のこれに対する取り組みも共通に理解を踏んでおかなければいけません。また、ぜひこの機会に求められている分別体験を、児童生徒による

分別体験も実践的な環境教育の場としてあわせてこの機会に取り組む必要があるかというふうに思います。そういう中でごみの量も減らす方向で努力するような指導もしていきたいというふうに考えております。

そういうことで、学校から出るごみ一切を回収をお願いするということではなくて、量を減らす方向で努力するし、その辺を関係する部や課と十分打ち合わせていく必要もございますので、できるだけ早い時期に中止の方向へ取り組んでいきたいというふうに考えております。

教育長の教育問題諸問題についての哲学をというご指摘でございますが、私ちょっと短い時間でこれを表現するのが非常に言葉を持っていないのですけれども、端的に言うとならば、教育行政には不易と流行のバランスを考えながら行政を進める必要があるというふうに思います。ご案内のように、義務教育は義務教育なりにそうそう時代に流されないような、変わらない根本的なものがございまして、社会教育には社会教育として堅持しなければいけない柱もございまして。また、そうかといって流行に鈍感ではいけないので、時代の社会の情勢の変化に対応できるような柔軟性も必要かと思っております。不易と流行のバランスが教育行政では必要かというふうに考えております。

以上です。

庭野慶子副議長            7番、小久保博史議員。

〔7番小久保博史議員登壇〕

7番小久保博史議員            公用地の管理の問題ですが、貸して何か問題があったら借りた人の責任になるというのも、それは失礼な話です。話の中で集会所の目的がはっきりしていたというお話をされていたのにもかかわらず、目的外に使われていたら問題であるというような話が出てしまうのもあれえと思うのです。そこを実際集会所で使っているわけですから、あとはこちらの管理の問題だけではないのかなと思うのです。

公園の問題にしても、所有権は確保できたと。大蔵省のが残っていて、それを努力してもらっているという話をしていましたけれども、もう所有権が移転されてその事業者さんに来ているわけですから、その大蔵省のやつも一緒に乗っかってきているわけではないですか。あとは、だからこの事業者さんに行ってこれを解除してもらえば済むだけの話でしょう。それを春日部市にあとは戻してもらおうように努力、努力といって、それやっていたらいつになるかわからないです。どうなのですか、市長こういう話聞いていてどう思われますか。ちょっとお聞かせください。

教育問題の方ですが、今教育長の方が不易と流行のバランスをというお話をされていましたけれども、根本的なものがあって、流行に流されてはいけないけれども、その流行に鈍感ではいけない、そのようなお話をされました。私も本当にそうだと思います。実際、教育は生きているという言葉があると思います。何か問題が起きていないからいいという問題ではなくて、子供たちにとっては一つ一つが大きな悩みであって、問題である、そう

いうものだと思います。しかし、一度として一番最初から私が納得いく答えが返ってきたということは、僕は記憶にないのです。前回の海外研修の問題もそうなのですが、私は何も外を見に行くことが悪い、そういうことを言っているのではないのです。まず足元をしっかりと固める必要があるのではないのですかということなので、O157で騒がれているときに平気でオーケーを出すというようなことなので、よほど重要なことなのだろうなと私は思ったわけです。そこでご質問したところ、その内容については報告されていないとさらっと言われてしまいました。一事が万事こういうような回答ばかり。私はそんなイメージがあるのです。

教育長の今の教育への哲学、考え方、聞かせてもらいましたが、随分と整合性に欠けているのではないかな、私はそういうふうに感じてしまうのです。今IQではなくて、EQが大切だと言われています。知能指数ではなく、心の指数というような表現だそうですが、心の教育が叫ばれているのが現状だと思います。しかし、手本を見せるべき人間のその上の人間たちが一事が万事のりくらしという感じでは、その教育長のお考えも心意気も現場には通じないのではないのかな。そして、その末端にある、また最前線である教育現場、そこに伝わらなければ、教育長がどんなにすばらしいことを考えていても何の意味もないのではないのではないかなと私は思うのです。EQだ、心の教育だと改めて言わなければならないようになってしまったということ自体寂しい話なのですけれども、しかしこのようになってしまったのは、やっぱり今生きている大人たちのせいにある、この責任は我々にあるということなのだろうなと思います。

しかし、反省だけなら猿でもできます簡単にできることです。善処します、一生懸命取り組みますとだけ言うのであれば、言葉を知っているインコでも言えるのです。必要なのは、ではどうするかということではないかと私は考えます。取り組むというのであれば、結果を出さなければならないでしょうし、その過程をきちんと明確にするべきではないのかな、私はそう思います。私にとってはただの2年だったのかもしれないけれども、事こういう教育現場、教育問題に関しての現場の子供たちというのは、この多感な時期かけがえのない2年だったのではないかな、将来への、未来への準備のための重大な2年であったということをもう一度考えていただきたいと思います。この2年においてさしたる進歩も見られず、また質問に対してのりくらし。いかに子供たちにとって重大な影響を与えていたかということをもう一度そういうことを念頭に踏まえて、改めて教育長の教育問題に対する決意をお聞かせいただければと思います。

以上で終わりです。

庭野慶子副議長 答弁を求めます。岩井教育長。

〔岩井清教育長登壇〕

岩井清教育長 通告をいただいたことは教育問題についてという内容で、その要旨についてお尋ねしたところ焼却炉という通告をいただいたわけですけれども、私の教育観



また行政に対する取り組み姿勢についてのご質問は私想定していなかったものですから、答弁を検討する時間もなくて、突然思いつきの答えになりますが、ご質問の内容とかみ合わないところがあるかと思いますが、お許しいただきたいと思います。教育行政と学校との関係は、学校というのは有機体というか、校長を中心にして主体的に、自主的に運営されるのが望ましい形でございます。教育長また教育委員会の方針は、もちろん学校管理運営の総括責任者でございますが、これを徹底させるということになりますと、学校の主体性というものが薄れてしまいます。そういうバランスがどうしても教育の現場と教育委員会との関係では必要でございます。そういう意味で、私どもの指示、伝達というのは、どうしても校長を通して、また指導主事が学校を訪問して教職員に伝えるという、そういう形をとっているのが実態でございます。議員からの教育長の答弁がのりくりりだというご指摘がございましたが、私とすれば、自分の考えは述べているつもりでございますので、のりくりりで結果がはっきり 2 年間で何も出なかったというご指摘に対しては、私も反省するところもあるかと思いますが、具体的にどういう場面がどういうことなのか、後ほど聞かせていただければありがたいと思います。

以上でございます。

庭野慶子副議長                      三枝市長。

〔三枝安茂市長登壇〕

三枝安茂市長                      南中曽根第三公園のその後の経過ということでございますけれども、これ部長の方から今答弁のあったとおりでございます。まだできないのかということでございますけれども、これがわかったときにいろんな登記上の縛りがあって、いろんな形で登記の中で設定されているものですから、一つ一つ順序を追って解除していかなくてはならないという手続があると。その手続をお願いをしているので時間がかかっているのでございますけれども、あのときにぶぎん保証会社が競売にかけるということで、まずこれを取り下げてもらわなくては行けないと。そして、差し押さえの登記の抹消登記をしよう。これは 3 月にお願いしたところでございます。今度は 4 月になりましてから所有権の回復を登記して、所有権を今度はセイスイの方で確保しよう、そういう登記をしていただいた。それから、今度はそれが根当権に入っている、この根当権を解除してもらって、またそれを 4 月 25 日に根当権の抹消の登記をしていただいたと。そして、今度はぶぎん保証の方でこの抹消の登記をしよう、こうすることで 5 月に登記をしていただいたと。ここまで順序を進めてきていただいております。

あと一つだけ残っているのが大蔵省の方の差し押さえ登記、これを今度は抹消していただければ、これで全部終わると。そうやってきましたら、市の方に所有権の移転登記をするということで、一つ今残されているところでございますけれども、できるだけ早くその登記事務が終わるように私の方も事業者の方には申し入れをしているところでございます。